

## 2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者（H27.5.15現在の対象施設設置者）から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。なお、今回の報告施設数については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの採取測定分及び昨年度の公表までに報告がなかった平成26年3月31日以前の採取測定分です。

### (1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設名			報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等を含む)	その他施設数**	測定結果		基準値	
							最小	最大		
廃棄物焼却炉	新設*	4t/h以上	1	0	1	0	—	—	0.1	
		2～4t/h	5	5	0	0	0.0000016	0.0075	1	
		2t/h未満	50	29	9	3	0	4.5	5	
	既設*	4t/h以上	0	0	0	0	—	—	1	
		2～4t/h	20	12	8	0	0.0007	1.2	5	
		2t/h未満	72	50	15	3	0	7.7	10	
	計			148	96	33	6	—	—	
	焼却灰			146	94	33	6	0	0.53	
	ばいじん			126	74	33	6	0	12	

(\*) 新設：法施行（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行（平成12年1月15日）日に設置されていた施設

(\*\*) 分析中、測定日程調整中の施設を計上しています。

イ 排水（単位 排水：pg-TEQ/L）

特定施設名	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉における廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7	7	0	0	0.52	10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用に供する塩素系漂白施設	2	1	1	0.016	0.016	10

### (2) 基準の適合状況について

報告があったその他の施設、事業場については、全て基準に適合しています。